Ⅸ　経過措置

（1）　Ⅱの規定にかかわらず、薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）第１条の規定による改正前の薬事法（昭和35年法律第145号）第14条第１項又は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第23条の２の５第１項の規定による承認を受け、次の表の左欄の承認番号を付与された同欄に掲げる特定保険医療材料の同表の中欄に掲げる期間における材料価格は、それぞれ同表の右欄に掲げる材料価格とする。

133　（略）	（略）	（略）
146　（略）	（略）	（略）
182　経カテーテル人工生体弁セット （1）　バルーン拡張型人工生体弁セット ②　特殊型 （承認番号） 22800BZX00094000	令和８年９月１日から 令和10年５月31日まで	4,940,000円
（2）　（略）		

○厚生労働省告示第三百三十一号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和八年九月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療	第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療
一～二十　（略）	一～二十　（略）
二十一　削除	二十一　テネクテプラーゼ静脈内投与療法　脳梗塞（発症から四・五時間以内のものに限る。）
二十二～四十五　（略）	二十二～四十五　（略）

○厚生労働省告示第三百三十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第二項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物及び厚生労働大臣が定める濃度の基準（令和五年厚生労働省告示第百七十七号）の一部を次の表のように改正し、令和九年十月一日から適用する。

令和八年八月三十一日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

別表（第一号～第三号関係）

改正後			改正前		
物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値	物の種類	八時間濃度基準値	短時間濃度基準値
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
アクロレイン	（略）	（略）	アクロレイン	（略）	（略）
アジ化水素	二	0.1ppm	（新設）	（新設）	（新設）
アジ化ナトリウム	0.2mg／m³	二	（新設）	（新設）	（新設）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）